

第1回 横浜市神奈川区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会 議事録	
日 時	令和6年12月16日(月) 午後3時30分から5時30分まで
開 催 場 所	神奈川区役所本館2階 中会議室
出 席 者	<p>【選定委員会委員】</p> <p>委員長 豊田 宗裕 聖徳大学心理・福祉学部教授 委員 穂坂 光紀 税理士 林元 のり子 神奈川区連合町内会自治会連絡協議会 副会長 東田 信子 神奈川区地域子育て支援拠点「かなーちえ」施設長 吉見 江利 神奈川区多文化共生の会 副理事長</p> <p>【事務局】</p> <p>神奈川区福祉保健センター長 田畑 和夫 神奈川区福祉保健課長 栗山 潤一郎 神奈川区福祉保健課事業企画担当係長 野村 拓 神奈川区福祉保健課事業企画担当 糸山 幸代、赤尾 由季</p>
欠 席 者	なし
開 催 形 態	公開（一部非公開：指定管理者選定スケジュール、申請要項等、評価基準及び審査方法について）（傍聴者：なし）
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者選定の概要及び選定委員会での審議内容について 2 選定対象の福祉保健活動拠点の概要について 3 委員長及び職務代理者選任について 4 委員会の公開・非公開について 5 指定管理者選定スケジュールについて 6 申請要項等について 7 評価基準及び審査方法について 8 第2回選定委員会での面接審査について
決 定 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長に豊田委員を選出、委員長職務代理者に東田委員を指名。 2 第1回及び第2回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。 第1回：指定管理者選定スケジュール、申請要項、評価基準及び審査方法等 第2回：指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）の選定に関すること 3 指定管理者選定スケジュールについて、事務局案のとおり決定。 4 申請要項等について、事務局案のとおり決定。 5 評価基準・審査方法について、事務局案のとおり決定。なお、事前審査にあたっては、時間の余裕に配慮し、各委員において書類審査を行うことを決定した。

議 事	<p><u>1 指定管理者選定の概要及び選定委員会での審議内容について</u> 事務局から指定管理者制度並びに選定委員会の設置根拠、担当事務及び審議事項、議事録の公表について説明。 (委員) 質問特になし</p> <p><u>2 選定対象の福祉保健活動拠点の概要について</u> (事務局) 以下について説明。 ・福祉保健活動拠点の機能及び実施事業 ・横浜市神奈川区福祉保健活動拠点の概要 (委員) 質問特になし</p> <p><u>3 委員長選出及び委員長職務代理者選任について</u> 横浜市神奈川区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱第6条に基づき、委員長に豊田委員を選出。 同要綱第6条に基づき、委員長が職務代理者に東田委員を指名。</p> <p><u>4 委員会の公開・非公開について</u> (事務局) 公開することにより適正な審査が阻害されることから、次の審議事項は非公開とする事務局案について説明。 【第1回選定委員会】 ・指定管理者選定スケジュールについて ・申請要項等について ・評価基準及び審査方法について 【第2回選定委員会】 ・申請団体審査、指定候補者の選定に関する審議 ※なお、申請団体の面接（プレゼンテーション及びヒアリング）は公開。 (委員長) この他特に意見がなければ、事務局案のとおりでよろしいか。 (委員) 異議なし。</p> <p><u>5 指定管理者選定スケジュールについて</u> (事務局) 申請要項に記載のとおり事務局案を説明。</p>
-----	--

(委員長)

特に意見がなければ、事務局案のスケジュールに基づいて、選定を行うということによろしいか。

(委員)

異議なし。

6 申請要項等について

(事務局)

申請要項その他関係書類案の記載内容について説明。

(委員)

質問特になし

(委員長)

特に意見がなければ、事務局案のとおりによろしいか。

(委員)

異議なし。

7 評価基準及び審査方法について

以下について事務局案を説明。

○評価基準及び採点方法

- ・評価項目 1～6 : 5段階で評価し各項目の評価結果に係数を乗じ、項目の評価点を算出。
- ・評価項目 7 (1): 「0点」又は「4点」の2段階評価
(2) ア～ウ : 「0点」又は「2点」の2段階評価
- ・評価項目 8 (1): -10～10点の任意の点数で評価

○最低制限基準の設定

評価項目 1～6 の合計 × 出席委員数 × 事務局案 (60%)

基準に満たない場合は、区長が申請者に申請内容の補正を指示する。

(「神奈川区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」第2条第2項)

○財務状況にかかる評価方法について

健康福祉局の外部評価の結果を参考にし、財務に関する有識者による評価を選定委員会としての評価とすることを採択。

○指定候補者の選定

選定委員会での得点が最低制限基準を満たし、指定管理者として業務を遂行できると認められた場合、申請団体を「指定候補者」に選定する。

(委員長)

評価基準及び審査方法について、事務局案のとおり行うということによろしい

	<p>か。 (委員) 異議なし。</p> <p>8 第2回選定委員会での面接審査について (事務局) ○面接審査のタイムスケジュールについて説明 ○面接時の資料変更、追加について、申請受付締切までの内容変更又は書類の追加は認めるが、それ以降は委員の審査に入るため不可とする。 ○面接審査での重点的説明事項について説明</p> <p>(委員長) 面接審査について、事務局案のとおり行うということによろしいか。資料の微修正等については事務局で行うことによろしいか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p> <p>(事務局) 議事録については委員長に一任することで、よろしいか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p>
<p>資 料 ・ 特 記 事 項</p>	<p>1 資料 (1) 第5期 横浜市神奈川区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員名簿 (2) (案)横浜市神奈川区福祉保健活動拠点指定管理者「申請要項」 (3) (案)横浜市神奈川区福祉保健活動拠点指定管理者「申請関係書類及び提出方法」 (4) (案) 評価基準項目及び採点方法</p> <p>2 特記事項 今回は、令和7年4月中に開催予定。開催場所は、後日連絡する。</p>